

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○ 報酬算定・運営基準

「指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行しました
《平成30年4月1日より》」

「指定介護予防訪問介護・介護予防通所介護の総合事業移行に伴う業務管理体制の届出区分の変更について」

○ お知らせ

「平成30年度介護人材確保対策事業の実施について(事業者募集)」

「研修期間中の代替職員を派遣します」

「平成30年度第I期介護支援専門員専門研修の募集について」

「平成30年度 訪問看護にかかる支援策について」

「「介護サービス情報の公表」掲載情報の正確性向上に御協力ください」

「福祉職場で働く皆様のための相談窓口の受付時間の変更について」

「離職時介護福祉士等届出制度をご利用ください！」

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み受付中！」

平成30年 4月1日発行 第165号

報酬算定・運営基準

○ 指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行しました

《平成30年4月1日より》

平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行しました。
これに伴い、事業者の指定や届出の受付等は、事業所所在地の区市町村が行います。

(平成30年4月1日より区市町村が行う事務の例)

- ・居宅介護支援事業者の指定、指定更新
- ・変更届、休止届又は廃止届の收受
- ・指定居宅介護支援事業所に対する勧告、命令及び指定取り消し等 など

なお、事業所所在地の区市町村以外の被保険者へのサービス提供は引続き可能です。

詳細は以下のホームページにも掲載しておりますので御確認下さい。

【東京都福祉保健局ホームページ】

⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報

>指定後の届出・手続き・通知等> 1 居宅介護支援

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/1_kyotakusien.html)

【お問合せ先】介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4175

○ 指定介護予防訪問介護・介護予防通所介護の総合事業移行に伴う業務管理体制の届出区分の変更について

平成30年4月1日に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行に伴い、業務管理体制の届出先区分が変更になる場合があります。

例) 現在、同一市区町村内で地域密着型通所介護と介護予防通所介護のみを行っている事業者であれば、介護予防通所介護の経過措置期間の終了により、地域密着型サービスのみを行う事業者となるので届出先が東京都から区市町村に変更になります。

届出先区分	届出先
事業所等が三以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
事業所等が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所の所在地の都道府県
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一区市町村内に所在する事業者	区市町村
上記以外の事業者	都道府県

また届出先区分の変更の際には区分変更前の行政機関と区分変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。

※東京都の様式や記入例等、詳細については下記ホームページをご参照下さい。

※区市町村へ届出を行う場合の様式については区市町村へお問い合わせ下さい。

※居宅介護支援事業所については平成30年4月1日以降も東京都へ提出して下さい。

【東京都福祉保健局ホームページ】

東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞東京都介護サービス情報＞業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等＞業務管理体制に係る届出

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyomutodoke/gyomukannritaisei.html

【お問合せ先】

介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4593

○ 平成30年度介護人材確保対策事業の実施について(事業者募集)

「介護人材確保対策事業」は、「職場体験事業」「介護職員初任者研修資格取得支援事業」「介護職員就業促進事業」の3事業の総称です。本事業を今年度も実施しますので、ご協力いただける都内の介護事業所及び介護職員初任者研修養成校を募集します。募集開始は、4月初旬を予定しております。

【職場体験事業】

介護業務のイメージアップと介護人材の職場への定着を図ることを目的として、介護業務の体験を希望する者に対して、職場体験の機会を提供します。

体験受入にご協力いただきました介護事業者には、受入費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。(体験者は無給です。)

〔平成30年度変更点〕

体験先事業所を開設1年未満の事業所にも拡大します。

【介護職員初任者研修資格取得支援事業】

就職先の選択肢を拡大するほか、将来の介護人材を育成することを目的として、職場体験事業を利用した方に対して、無料の介護職員初任者研修を開講し、資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した養成校には、研修修了人数に応じて介護職員初任者研修費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。

〔平成30年度変更点〕

事業者選定委員会を廃止し、一定の要件を満たした事業者は原則対象となります。

【介護職員就業促進事業】

介護分野への人材確保及び育成を図ることを目的として、介護業務への就労を希望する離職者等を介護事業所等で雇用しながら、介護職員初任者研修もしくは実務者研修の資格取得を支援します。

本事業の対象に決定した介護事業者には、雇用者の雇用期間中の賃金や研修受講等にかかる費用を支払いますので、事業者のご負担はありません。

〔トライアル雇用事業からの主な変更点〕

- ・事業者選定委員会を廃止し、一定の要件を満たした事業者は原則対象となります。
- ・利用対象者を有資格者まで拡大するとともに、短時間勤務も認めます。

※介護職員就業促進事業を利用いただくには説明会への参加が必須です。

第2期説明会は6月に開催予定です。

【応募方法】

都の委託を受けた「東京都福祉人材センター」に、直接お申込みください。

【募集申込み開始時期】

平成30年4月初旬(予定)

各事業の詳細については、以下のホームページに掲載しております。

【東京都福祉人材センターホームページ】

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/kaigojinzaikakuho.html>

【東京都福祉保健局ホームページ】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigojinzaikakuho.html>

【お問合せ先】高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

東京都福祉人材センター TEL 03-5211-2910

○ 研修期間中の代替職員を派遣します

都では、都内の介護保険事業所等で働く介護職員等が研修を受講する場合、都で委託した人材派遣会社から代替職員を派遣します。

ご利用を希望する場合は、下記の委託会社へお問合せください。

なお、相談料、申込料、派遣料などは無料ですが、代替職員については、都予算や人材派遣者の登録状況により、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

《代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援事業》

【対象研修】

介護職員等によるたんの吸引等のための研修、介護福祉士養成のための実務者研修、国、都、区市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等

※同一事由による各種助成金とは併給できませんので、ご注意ください。

【対象事業所】

介護保険施設、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等

【派遣期間】

研修に参加する時間数の4倍まで派遣可能。

原則として所属職員が対象研修に参加する期間が含まれているものとします。

【対象職種】

介護職員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員

【申込・問合せ先】

株式会社シグマスタッフ 目黒本社 メディカルケア事業部

TEL 0120-921-123（フリーダイヤル） または 03-6417-4203（直通）

（受付時間 平日 9:00~17:30）

【東京都所管課】

高齢社会対策部介護保険課介護人材担当 TEL 03-5320-4267

○ 平成30年度第Ⅰ期介護支援専門員専門研修の募集について

平成30年度第Ⅰ期介護支援専門員専門研修の募集を以下の期間に行います。

介護支援専門員証の更新に必要な研修ですので、研修受講希望の方は、お忘れのないようにお申込みください。

【専門研修Ⅰ】

研修実施機関：公益財団法人 総合健康推進財団

03-6262-7132(9:00~17:00(土日祝日除く))

対象者：平成30年4月1日現在、原則として、東京都に登録しており、介護支援専門員として実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者

募集期間：平成30年4月3日~4月18日(予定)

ホームページ：<http://www.soukensui-kikaku.com/main/>

【専門研修Ⅱ】

研修実施機関：特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会

03-3263-5636(9:00~17:00(土日祝日除く))

対象者：平成30年4月1日現在、原則として、東京都に登録しており、介護支援専門員として実務に従事している者であって、専門研修Ⅰを修了している就業後3年以上の者

募集期間：平成30年4月19日~5月7日(予定)

ホームページ：<http://cmat.jp/>

※上記日程は変更になる場合もありますので、各研修実施機関のホームページなどで御確認ください。

※募集案内は、都内の各事業所宛にお送りしますが、募集期間中は各実施機関のホームページでも御確認いただけます。(万が一、募集案内が届かない場合は、ホームページで御確認ください。)

【お問合せ先】高齢社会対策部介護保険課ケアマネジメント支援担当 TEL 03-5320-4279

各研修実施機関(上記参照)

○ 平成30年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成30年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<H30年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	第1回締切：5月16日(水) 第2回締切：6月20日(水) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。ただし、4月採用(予定含む)の場合は、第1回締切日までに提出してください。
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	第1回締切：5月16日(水) 第2回締切：6月20日(水)
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで ただし、4月採用(予定含む)の場合は、5/16までに提出してください。
	(4) 新任訪問看護師(★)就労応援事業 ※補助金を活用するためには、実施事業者として選定される必要があります。(「募集要領」を確認ください。) ※一部(公社)東京都看護協会に委託して実施します。 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	第1回締切：4月27日(金) 第2回締切：6月6日(水) ただし、4月に訪問看護未経験者を雇用する場合は、必ず第1回締切日までの応募が必要です。

その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション等事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護フェスティバルの開催	H31年1月12日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

(※1) 認定看護師資格取得支援事業、及び(※2) 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業<産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【H30年度訪問看護ステーションの補助事業にかかる説明会の開催について】

東京都訪問看護推進総合事業のうち、補助金事業にかかる詳細について、下記のとおり説明会を開催いたします。

なお、各事業の申請要件や募集締切などの詳細な情報は、随時、東京都のホームページに掲載しますので、ご確認いただきますようお願いします。

●日時: 平成30年4月19日(木曜日) 午前9時45分～10時55分まで(1時間10分程度)

●会場: 東京都庁 都民ホール

●東京都庁までのアクセス:

【所在地】 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

【交通機関】 ◆ JR他「新宿」駅 西口から

・徒歩 約10分

・バス (地下バスのりば)から都営バス又は京王バス(都庁循環)「都庁第一本庁舎」下車すぐ

◆ 都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅すぐ

●申込方法: 「説明会出欠票及び意向調査」(★)に必要事項を記入し、平成30年4月16日(月曜日)までにファクシミリにて下記問合せ先に送付してください。

(★)「説明会出欠票及び意向調査」は、下記ホームページからダウンロードできます。

※当日参加も可能ですが、座席に余裕がある場合に限り受付いたします。

【ホームページ】 東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267 FAX03-5388-1395

 東京都訪問看護推進総合事業

○ 「介護サービス情報の公表」掲載情報の正確性向上に御協力ください

「介護サービス情報の公表」制度では、新規事業所及び前年度介護報酬実績額（消費税・利用者負担額を含む）が100万円を超える既存事業所については、毎年1回、介護サービス情報（基本情報及び運営情報）を都道府県知事に報告することが義務付けられております（介護保険法第115条の5）。

また、上記の報告以外にも、基本情報に変更があった場合には、「介護サービス情報報告システム」にて、随時修正が可能となっております（運営情報は修正不可）。

「介護サービス情報公表」制度は、利用者が介護サービスや事業所・施設を、比較・検討して適切に選ぶための情報を提供する仕組みであり、掲載する情報の正確性が重要です。

つきましては、年1回の報告のタイミング以外でも、年間を通じて最新の基本情報に更新していただきますよう、御協力お願い致します。

【報告方法（修正方法）及び公表内容のお問合せ先】

指定情報公表センター TEL03-3344-8630

【本制度のお問合せ先】

介護保険課介護保険担当 TEL03-5320-4291

○ 福祉職場で働く皆様のための相談窓口の受付時間の変更について

東京都は、福祉職場で働いている方が安心して仕事を続けられるよう、臨床心理士や産業カウンセラーによる職場の人間関係やこころの悩み等に関する相談窓口（こころスッキリ相談）を設置しています。平成30年4月から、相談の受付時間が以下のとおり変更になりますので、ご注意ください。

【電話相談・面談予約受付】 毎日17:00～22:00（12/29～1/3を除く）

【電話番号】 0120-981-134（※電話番号は変更ありません）

なお、上記のほか、福祉・介護の仕事に特有の悩みや将来への不安等の相談を受ける「福祉のしごとなんでも相談」も実施しています。福祉の仕事に詳しい相談員が無料で相談をお受けしますので、お気軽にご相談ください。

【電話相談・面談予約受付】 平日10:00～17:30（祝日、12/29～1/3を除く）

【電話番号】 03-5212-5513

詳細は、東京都福祉人材センターホームページ（<http://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/>）をご覧ください。

○ 問合せ先

・ 福祉保健局生活福祉部地域福祉課福祉人材対策担当 TEL: 03-5320-4049

・ 東京都福祉人材センター TEL: 03-5211-2860

○ 離職時介護福祉士等届出制度をご利用ください！

2017年4月1日より離職介護福祉士等届出制度がスタートしました。

高齢社会が進むなか、介護の仕事はますます社会的に重要な仕事となり、介護の資格、技術、経験を持つ方々は、とても貴重な存在です。

そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の資格を持つ方々が、介護の仕事から一度離れても、いつでも円滑に介護の仕事で再び活躍いただけるように、都道府県福祉人材センターに届出ることを努力義務として規定しました。それに伴い、社会福祉事業等を経営する方は、届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めるものとされました。

福祉人材センターに届出、登録していただくことで、介護に関わる最新情報の提供、知識・技術の再習得研修や職場体験、再就職をご希望の場合は最適な就業場所の紹介といった福祉人材センターによるサービスを継続して受けることができます。

また、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、(旧)介護職員基礎研修を修了した方も、福祉人材センターに届出ると同様のサービスを受けることができます。

届出は、「福祉のお仕事」ホームページから簡単に手続きできます。事業者の方は、従事者が離職される場合は、ぜひ本制度について情報提供いただき、介護に従事する方々の資格が有効に活用されるようご協力ください。

○「福祉のお仕事」ホームページ <https://www.fukushi-work.jp/>

○問合せ先

- ・福祉保健局生活福祉部地域福祉課福祉人材対策担当 TEL:03-5320-4049
- ・東京都福祉人材センター TEL:03-5211-2860

○「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

無料

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。

講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月31日（日曜日）まで （土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、医療機関、配 送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワー クの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成30年4月1日（日曜日）から平成31年3月11日（月曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京暮らしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】（公社）全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）